

沖縄県立八重山病院清掃業務委託契約書（案）

沖縄県立八重山病院長 和氣 亨（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、沖縄県立八重山病院の清掃業務に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

- 業務名 沖縄県立八重山病院清掃業務
- 作業場所 沖縄県立八重山病院
- 契約期間 自 令和7年4月1日
至 令和9年3月31日

- 委託金額 本契約に基づく委託金額は、令和〇年度〇〇〇〇円（うち消費税額〇〇〇〇円）及び令和〇年度〇〇〇〇円（うち消費税額〇〇〇〇円）とし、合計〇〇〇〇円（うち消費税額〇〇〇〇円）とする。

甲が乙に支払う契約金額は、下表のとおりとする。なお、委託金額との差額については各年度3月分請求の際に金額を調整するものとする。

年度	月額（うち消費税額）
7	〇〇〇〇〇円（うち消費税額〇〇〇〇円）
8	〇〇〇〇〇円（うち消費税額〇〇〇〇円）

- 契約保証金 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。（ただし、沖縄県病院事業局財務規程第〇条第〇項のいずれかに該当する場合は免除とする）

6 特約事項

上記の工事について、甲と乙は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

沖縄県石垣市字真栄里 584 番地 1

甲 沖縄県立八重山病院
院長 和氣 亨 印

〇〇〇〇〇〇〇〇

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印

(作業実施等)

第1条 乙は清掃作業等について、「清掃業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づいて誠実かつ良心的にこれを行うものとする。

2 仕様書に明記されていない事項については、甲、乙協議のうえこれを定める。

3 乙は委託金額を翌月7日までに請求するものとし、甲は乙の適正な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(作業実施計画書の作成)

第2条 乙は仕様書に基づいて作業実施計画書を作成し、契約締結後すみやかに甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙はこの契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は再委託してはならない。

(使用材料の検査)

第4条 清掃作業に使用する材料は、すべて甲の検査に合格したものでなければならない。

(基準に不合格の場合)

第5条 作業の実施が仕様書に示すものに適合してないと甲が認めたときは、その作業の手直しを甲は命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。

(負担区分)

第6条 本契約の作業を行うために必要な機器、資材、消耗品等は乙の負担とし、甲はこれに要する用水、電力等は無償で乙に提供するものとする。

2 乙は電力、水道等の使用については極力節減し、使用後はその始末を完全にし、事故等の発生防止に努めなければならない。

(委託金額の変更等)

第7条 一般経済情勢の変動に基づく価格等の変動により作業用材料代等に増減を生じても、当初の委託金額又は作業内容を変更することは出来ない。ただし、最低賃金額の改定、予期することの出来ない異常の事情が発生したための経済情勢の激変等により委託金額が著しく不相当であると認められるに至った時は甲、乙協議のうえ、委託金額又は作業内容を変更することができる。また、消費税率の改正があったときは改正後の税率を適用するものとする。

(乙の守るべき事項)

第8条 乙は作業員が作業に従事する時は、一定の服装を着装させ、乙の作業員である事を明確にし、常に清潔さを保たせなければならない。

(作業実施中の損害賠償)

第9条 乙は作業実施中又は本契約の規定に違反したことにより若しくは、乙及び乙の作業員の故意又は過失により甲又は甲の従業員若しくは第三者に損害を与えた場合は、その一切の賠償の責を負うものとする。

(作業員に発生した損害賠償)

第10条 本契約の履行に関連し、乙の作業員に発生した損害について甲の責に帰する理由による場合のほかは、乙の負担とする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第11条 乙及び乙の従業員は、本業務遂行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記

事項」を守らなければならない。

(反社会勢力の排除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 2 条 1 号に規定する暴力団
- (2) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団員

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

(契約解除権)

第 13 条 甲は乙が正当な理由なく本契約に定める条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 この契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において本契約に係る予算が減額又は削除された場合は、契約を解除できるものとする。

(特約事項)

第 14 条 乙は甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に業務の引継をうけなければならない。

2 契約が終了した場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して業務を引き継がなければならない。

3 乙は、4 月 1 日には必要とするだけの人員を配置し、業務を確実に履行すること。

(契約の定めのない事項)

第 15 条 本契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 16 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(再委託等の禁止)

第 17 条 乙はこの契約に基づく権利・義務を第三者に譲渡若しくは再委託をすることができない。

(暴風時の業務遂行)

第 18 条 甲は、暴風警報発令により業務停止命令が発せられた後も引き続き業務を遂行する必要があると認められる場合には、乙に対して業務を遂行させることができるものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(帳簿等の整備及び保存)

第 20 条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿
- (2) 塹壕の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第21条 乙はこの契約条項の他、沖縄県病院事業局財務規程（平成18年3月31日病院事業局管理規程第19号）及び沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県財務規則第12号）を遵守するものとする。

(業務報告書)

第22条 乙は、業務管理日報、業務管理月報及び月間作業予定表を提出し、甲が常に清掃状況を把握できるように努めること。また、月報提出の際は、当該月における清掃員の日々の出退勤状況が確認できるものを添付しなければならない。

2 乙は清掃状況を定期的に自主点検し、その検査結果及び改善状況報告書を提出し、甲が常に清掃状況を把握できるように努めること。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができると思われるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（業務従事者への周知）

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

第9 乙は、この契約による個人情報取扱業務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。調査) 第11 乙は、この契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。